



乳幼児用揺動シートのSG基準
(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

乳幼児用揺動シートのSG基準

SG Standard for Baby Bouncer Seats and Cradles

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用揺動シートの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、標準として新生児期を過ぎた生後1か月から36か月までの乳幼児を乗せ、一般家庭の室内で揺らしたり、いすとして座らせたりして使用する乳幼児用揺動シート（以下、「シート」という。）に適用する。

なお、電動で揺動させるものは除く。

3. 種類

シートの種類は、次のとおりとする。

(1) ロッキング形

座面が前後又は左右に揺動するタイプ。

(2) バウンシング形

座面が上下に揺動するタイプ。

シートの使用目的／用途、適用月齢及び使用形状等は以下（表1）のとおりとする。

なお、乳幼児用いすとして使用できる機能を有したものを含むが、乳幼児用ハイローラック、カーシート、クーハン又は一人乗り用ぶらんこ等として使用できる機能を有したものは含まない。

表1

使用目的/用途	適用月齢	使用形状/留意事項
・ロッキング、バウンシング、他	・生後〇か月～〇か月（又は体重〇kg以下）	・首がすわるまでは、背もたれを最も倒した位置にする。 ・一人で立ち上がれるようになるまでは、身体保持機能を使用する。
・いす、他	・おすわりができる生後〇か月～〇か月（又は体重〇kg以下）	・一人で立ち上がれるようになるまでは、身体保持機能を使用する。

注：適用月齢の下限及び上限は、使用目的／用途に応じ月齢範囲内で製品ごとに定めるものとする。

4. 安全性品質

シーートの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. シーートの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのあるばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。</p> <p>(4) 乳幼児の手足の届く範囲に0mm 以上0mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。</p> <p>(5) 背もたれの長さは0mm 以上あること。</p> <p>(6) 背もたれと床面との角度は、乳児ダミーを載せたとき、0° 以内であること。ただし、適用月齢が0か月からのものにあつては、0° 以内であること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 安定性	<p>(7) 乳幼児の身体が座席から遊離するのを防ぐため、股ベルト及び腰ベルト等身体保持機能を有していること。</p> <p>(8) 乳幼児の身体が届く部分にネット等を有するものにあつては、先端を丸めた直径○mm の丸棒をネットの面に対して垂直方向に○N の力で押しつけたとき、丸棒が通らないこと。</p> <p>2. シートの安定性は次のとおりとする。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(1) 前方安定性試験を行ったとき、0° で転倒しないこと。 (図 5 バウンス形の場合参照)</p> <p>(2) 後方安定性試験を行ったとき、0° で転倒しないこと。 (図 6 バウンス形の場合参照)</p> <p>(3) 側方安定性試験を行ったとき、0° で転倒しないこと。 (図 7 バウンス形の場合参照)</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 強度</p>	<p>3. シートの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) リクライニング機能を有するものにおいては、リクライニングのロック強度試験を行ったとき、破損、変形、外れ及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) 静的強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(3) 動的強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 股ベルト等身体保持強度試験を行ったとき、ベルトの破損、変形及びカシメの外れ等使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 耐久性	<p>(5) 移動用ベルト又はおもちゃバー等、上に持ち上げられる可能性のあるものを有するものにあつては、上方持ち上げ試験を行ったとき、外れたり、破損、変形等使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>4. シートの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) シートの揺動をスプリング又は金属等の弾性を用いた構造のものにあつては、揺動機構の繰り返し試験を行ったとき、異状がなく、機能を維持していること。</p> <p>(2) リクライニング機能を有するものにあつては、リクライニングのロック機構の繰り返し試験を行ったとき、異状が</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 材料	<p>なく、機能を維持していること。</p> <p>5. シートの材料は次のとおりとし、付属品も含むものとする。</p> <p>(1) 耐食性の高い材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(3) 布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(4) 木材を使用している場合、含水率は〇%以下であること。</p>	
6. 付属品	<p>6. シートの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。</p> <p>(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

シートの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)及び(4)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用年齢範囲 ※例 使用年齢範囲は、新生児期を過ぎた生後1か月から〇〇か月で、最大体重は〇〇kgです。ロッキングやバウンシング等での使用の目安は〇〇か月までです。 首がすわる生後3、4か月までは、背もたれを最も倒した位置で使用してください。「いす」としての使用は、お座りができるようになってからです。</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>① 保護者の目の届く範囲で使用し、長時間の揺動は行わない旨。</p> <p>② 睡眠を目的とした製品ではないため、乳幼児が眠った場合は、直ちに乳幼児用ベッド等（しっかりとした平らな寝床）で寝かせる旨</p> <p>③ ロッキングやバウンシングでの使用時には、股ベルトや腰ベルト等身体保持機能を使用する旨。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>④ 傾斜や段差のない床の上のみで用い、高いところでは絶対に使用しない旨</p> <p>⑤ シートが転倒し、乳幼児が窒息する危険があるため、ベッド、ソファ等柔らかい表面の上では絶対に使用しない旨。</p> <p>⑥ 乳幼児が落下するおそれがあるため、乳幼児を乗せたままシートごと持ち上げたり、移動しない旨。</p> <p>⑦ 落下するおそれがあるため、シートを移動する場合は本体を持ち、おもちゃバーや日よけカバー等は持たない旨。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した説明書を添付すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)、(3)及び(6)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)及び(7)は安全警告標識  等を併記してより認知しやすいものとする。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後は保管する旨。</p> <p>(2) 組み立て式(取外し式の部品を含む)のものは、その組み立ての要領及び注意。</p> <p>(3) リクライニング等の調整方法、固定部等の操作方法。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 使用年齢範囲。</p> <p>(5) 屋内用である旨。</p> <p>(6) 身体保持機構の取付け方法、調整方法等。</p> <p>(7) 使用上の注意。</p> <p>① 保護者の目の届く範囲で使用し、長時間の揺動は行わない旨。</p> <p>② 睡眠を目的とした製品ではないため、乳幼児が眠ってしまった場合は、直ちに乳幼児用ベッド等(しっかりとした平らな寝床)で寝かせる旨</p> <p>③ ロッキングやバウンシングでの使用時には、股ベルトや股ベルト等身体保持機能を使用する旨。</p> <p>④ 傾斜や段差のない床の上のみで用い、高いところでは絶対に使用しない旨。</p> <p>⑤ シートが転倒し、乳幼児が窒息する危険があるため、ベッド、ソファ等、柔らかい表面の上では絶対に使用しない旨。</p> <p>⑥ 他の幼児が外から力をかけたりすると転倒の危険があるため、乳幼児が乗っている場合は注意する旨。</p> <p>⑦ 乳幼児が落下するおそれがあるため、乳幼児を乗せたままシートごと持ち上げたり、移動しない旨。</p> <p>⑧ 落下するおそれがあるため、シートを移動する場合は本体を持ち、おもちゃバーや日よけカバー等は持たない旨。</p> <p>⑨ 転倒する危険があるため、座面には立たせない旨。</p> <p>⑩ シートには、同時に2人以上を乗せない旨。</p> <p>⑪ 破損したり変形するおそれがあるため</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>踏み台、遊具などのように、用途外使用は行わない旨</p> <p>⑫ やけどやケガのおそれがあるため、ストーブ等の危険物の付近では使用しない旨。</p> <p>⑬ シートを折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。</p> <p>⑭ シートが破損、故障した場合には直ちに使用を中止する旨</p> <p>(8) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。</p> <p>(9) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。 例えば、ビニール袋、梱包材など</p> <p>(10) 修理、廃棄に関する注意事項。</p> <p>(11) S G マーク制度は、シートの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(12) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	